

# 藤枝市民生活応援商品券

# 参加店舗募集

## ● 対象店舗 ●

藤枝市内に事業所を置く小売・飲食店・サービス・その他の店舗型商業者

## ● 登録期間 ●

令和8年2月16日(月)～令和8年11月30日(月)

※令和8年3月6日(金)までに申請した店舗は商品券に同封する初回の店舗一覧に掲載

## ● 登録申込方法 ●

申込はこちらから▶▶▶



原則、専用申込フォームから申込ください

## ● 事業者様説明会 ●

- ・2月24日(火) 市民ホールおかべ(1階 多目的ホール)
  - ・2月25日(水)・3月3日(火) 生涯学習センター(1階 ホール)
- 3日間ともに各日10時・15時・18時より開催予定です。(各回約1時間・予約不要)

## 「藤枝市民生活応援商品券」概要

### 【対象】

令和8年1月1日現在で藤枝市の住民基本台帳に登録がある市民

### 【内容】

対象者1人あたり7,000円分の商品券を配布(1,000円の商品券を7枚)

### 【配布期間】

令和8年3月下旬以降順次発送予定

### 【利用期間】

令和8年12月31日まで

### 【その他】

- ・商品券の配布は手続き不要です。
- ・おつりは出ませんので、ご注意ください。
- ・発送は順次行うため、世帯の人数やお住いの地域により、到着期間が異なります。



特設サイト▶

商品券取り扱い  
お問い合わせ先

藤枝市民生活応援商品券コールセンター  
TEL.050-5369-9473

# 藤枝市民生活応援商品券 参加店舗募集概要

## ◎参加店舗

藤枝市内に所在し、以下の条件を満たす店舗  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する営業を行う店舗ではないこと。

代表者及び従業員が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

※複数店舗を経営している場合、店舗ごとに参加申込を行ってください。

※移動販売(キッチンカーなど)のみは対象外です。

## ◎商品券の対象とならないもの

- ①出資や金融商品の購入
- ②他の商品券、プリペイドカードの購入
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ④公共料金の支払
- ⑤たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ⑥医療保険や介護保険等が適用されるサービス及び商品(処方箋が必要な医療品を含む)
- ⑦土地・家屋購入、家賃、地代、駐車場などの不動産に関わる支払い
- ⑧その他、公序良俗に反するものや、本事業の趣旨にそぐわない物品の購入やサービスの利用等
- ⑨現金との引き替え

## ◎商品券利用額の振込

換金時期は1か月に1度程度を予定しています。

(例:4月利用分・5月に回収・6月支払)

## ◎手数料

本事業への登録手数料、振込手数料はともに無料です。

## ◎募集期間

令和8年11月30日📅

※令和8年3月6日📅までに申請された店舗につきましては、初回の店舗一覧表にして商品券と一緒に発送いたします。

## ◎誓約事項

- 1.商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の取扱いを行いません。
- 2.商品券を利用できない商品等に対しては、商品券の取扱いを受け付けません。
- 3.商品券の偽造・悪用・濫用をいたしません。
- 4.商品券の利用可能期間内は参加店舗として事業に参加します。
- 5.商品券利用額の振込みは当事務局で把握している金額を振込むことに同意します。
- 6.商品券の利用に関し、苦情や紛争が生じ、店舗側の責めに帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 7.参加申込時に提供いただいた店舗名などの店舗情報を本事業の業務において公表することに同意します。
- 8.商品券の取扱いに関し、市から改善要請等があった場合は、それに従います。
- 9.風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する営業を行う店舗ではありません。
- 10.代表者及び従業員が静岡県暴力団排除条例(平成23年静岡県条例第25号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

※上記に反した場合には参加資格を取り消すことがあります。

## ◎申込方法

原則、専用申込フォームから申し込みください。



専用申込フォーム

<https://2e44c819.form.kintoneapp.com/public/fujiedacity-support-coupon>

※WEB申込ができない場合には、下記の問い合わせ先に連絡してください。

## ◎お問い合わせ先

藤枝市民生活応援商品券コールセンター

TEL.050-5369-9473

時間:平日 8:30~18:00

期間:令和8年2月16日📅~令和9年2月26日📅

※土日祝日及び閉庁日、年末年始(12/29~1/3)は除く。